自動車の回送運行の許可事務等の取扱要領

平成１７年　５月２５日　四運技管第２７号
改正　平成１８年　３月２０日　四運技管第８９号
改正　平成１８年　９月１９日　四運技管第３２号
改正　平成２４年　３月　６日　四運技管第６０号
改正　平成２５年　１月２５日　四運技管第６３号
改正　平成２７年　３月２７日　四運技管第４５号
改正　平成２８年　４月　１日　四運技管第　２号
改正　平成２８年　６月　１日　四運技管第１７号
改正　平成２９年１１月　１日　四運技管第２９号
改正　令和　４年　４月　１日　四運技管第　１号

第一章　総則

（目 的）

第１条　この要領は、四国運輸局における自動車の回送運行の許可等に関する事務の取扱いを定め、適正、かつ、能率的な実施の確保を図ることを目的とする。

（適 用）

第２条　道路運送車両法（以下「法」という。）第３６条の２（法第７３条第２項において準用する場合を含む。）の許可（以下「許可」という。）並びに回送運行許可証（以下「許可証」という。）の交付及び回送運行許可番号標（以下「番号標」という。）の貸与に関する事務及び道路運送車両法施行規則（以下「規則」という。）第２６条の５の規定に基づく回送運行許可番号標の後面表示省略に関する事務の取扱いは、法令及び通達に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第二章　回送運行の許可

（書類の提出と交付）

第３条　許可を受けようとする者は、四国運輸局長(以下「局長」という。)に対し、回送運行許可申請書（第１号様式）（以下「許可申請書」という。）（正本１通）を営業所（営業所が四国運輸局管内に２ヶ所以上あり、各営業所の業態が同一の場合は、主たる営業所をいい、また、各営業所の業態が異なる場合は、それぞれの営業所をいう。この場合、営業所の所在地が同一であっても同様である。）（以下「営業所」という。）の

所在地を管轄する運輸支局長を経由して提出しなければならない。

２　引き続き許可を受けようとする者にあっては、現に許可を受けている期間の終期日の２カ月前までに前項の許可申請書（正本１通）を提出しなければならない。

（許可申請書に添付する書面）

第４条　前条第１項の許可申請書には、次の書面を添付しなければならない。

（１）商業登記規則第３０条第１項第１号に規定する現在事項全部証明書又は同項第２号に規定する履歴事項全部証明書（ただし、個人にあっては、住民票の写し（個人番号の記載のないもの））で許可申請の日からさかのぼって３ヵ月以内に発行されたもの

（２）法令、通達及びこの要領の定めを遵守して回送運行を行うことの書面

イ　回送運行業務に携わる者（以下「運転者等」という。）に対する法令関係の研修の実施状況（第２号様式）及び計画を記載した書面（第３号様式）

ロ　次の各項目を規定した社内取扱内規を記載した書面

①　許可証及び番号標（以下「許可証等」という。）管理責任者(以下｢管理責任者｣という。)の選任及び職務に関すること。

②　管理責任者の代務者の選任及び職務に関すること。（管理責任者の代務者を選任しない場合は不要。）

③　許可証等取扱責任者(以下｢取扱責任者｣という。)の選任及び職務に関すること。（営業所が１ヵ所で取扱責任者を選任しない場合は不要。）

④　取扱責任者の代務者の選任及び職務に関すること。（取扱責任者又はその代務者を選任しない場合は不要。）

⑤　許可証の保管方法及び使用手続きに関すること。

⑥　運転者等の服務等に関すること。

⑦　許可証等を滅失した場合等の対処の方法に関すること。

⑧　運転者等に対する研修に関すること。

⑨　許可を受けた者の氏名若しくは名称又は住所の変更等に伴う届出に関すること。

⑩　帳簿等の保存に関すること。

⑪　内規の実施日等に関すること。

（３）許可証等を適切に管理することの書面

管理責任者、取扱責任者及びこれらの代務者（以下「管理責任者等」という。）の配置計画を記載した書面(第４号様式)

（４）自動車の製作、販売、陸送又は分解整備を業とすることの書面

イ　自動車の製作を業とする者

一般社団法人日本自動車工業会、一般社団法人日本自動車車体工業会若しくは一般社団法人日本建設機械工業会の会員であることの書面（第５号様式）又はその他

の製作を業とすることの書面

ロ　自動車の販売を業とする者

①　新車の販売にあっては、メーカーの証明書（第６号様式）又はその他の新車の販売を業とすることの書面

②　中古車の販売を業とする者にあっては、各県の中古自動車販売商工組合若しくは中古自動車販売協会の会員であることの書面（第７号様式）又は各県の公安委員会の発行する古物営業許可証の写し

③　輸入車の販売を業とする者にあっては、日本自動車輸入組合若しくは外国自動車輸入協同組合の会員であることの書面（第７号様式）又はその他の輸入車の販売を業とすることの書面

ハ　陸送を業とする者

①　貨物自動車運送事業法、貨物利用運送事業法に基づく事業者（以下「運送事業者」という。）にあっては回送委託契約書の写し又は一般社団法人日本陸送協会の会員であることの書面（第８号様式）及び回送業務に係る許可書等の写し

②　港湾運送事業法に基づく事業を行う者で陸送を業とする者（以下「港湾荷役事業者」という。）にあっては、回送委託契約書の写し又は一般社団法人日本陸送協会の会員であることの書面（第８号様式）及び回送業務に係る免許状等の写し

③　①及び②以外の陸送を業とする者にあっては回送委託契約書の写し又は一般社団法人日本陸送協会の会員であることの書面（第８号様式）若しくはその他の陸送を業とすることの書面

ニ　分解整備を業とする者

分解整備を業とする者にあっては、各県の自動車整備振興会の会員であることの書面（第９号様式）又は法第７８条に規定する自動車分解整備事業の認証を受けたことを証する書面の写し若しくは法第９４条の２第１項の指定自動車整備事業の指定を受けたことを証する書面の写し

（５）自動車の製作、販売、陸送又は分解整備の実績等を証する書面

イ　許可申請を行った日の直前３ヵ月間の自動車の製作､販売又は陸送の実績及びその明細(製作又は陸送を業とする者であって新たな申請で実績のない場合は向こう３ヵ月間の計画数)を記載した書面（第１０号様式）。ただし前号の自動車の製作、販売又は陸送を業とする者の関係団体の会員であることの書面又はメーカーの証明書により実績等が証明されている者にあっては添付を要しない。

ロ　陸送を業とする者にあっては、イの書面のほか、回送業務に従事する運転者の氏名等を記載した書面（第１１号様式）、回送委託者一覧表（第１２号様式）、専ら自動車を積載する事業用自動車を有する場合は、その自動車登録番号を記載した書面（第１３号様式）

ハ　分解整備を業とする者にあっては、許可申請を行った日の直前１年間の法第３５条の臨時運行許可に基づく運行実績（臨時運行の目的が法第５９条の新規検査、第６２条の継続検査、第６７条の構造等変更検査又は第７１条の予備検査（以下「車検」という。）のために自ら分解整備しようとする自動車（有効な自動車検査証の交付を受けていないものに限る。）の引取りのための回送、車検のために自ら分解整備した自動車の引渡しのための回送及び自ら分解整備した自動車の車検のため運輸支局等又は軽自動車検査協会等の機関（以下「車検場」という。）までの回送であるものに限る。）が７台以上あること（２回目以降の許可の場合は許可申請を行った日の直前１年間の回送運行許可に基づく回送運行実績が７台以上あること）を証する書面（第１４号様式）（以下「運行実績を証する書面」という。）

ただし、前号の各県の自動車整備振興会の会員であることの書面により実績等が証明されている者にあっては運行実績を証する書面の添付を要しない。

（承継等）

第５条　法人の分割又は相続により許可に係る業を承継し、引き続き回送運行を行おうとする者は、遅滞なく第３条第１項の許可申請を行わなければならない。この場合において前条の書面のほか法人の分割にあっては、その事実を証する分割契約書又は分割計画書、相続にあっては、戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書等を添付しなければならない。

２　前項の許可申請を行った場合においては、当該許可申請について許可又は許可をしない旨の通知を受ける日までは、許可を受けているものとみなす。

（許 可）

第６条　許可申請書の提出があったときは、次に掲げる事項に適合しているかについて審査を行ない、四国運輸局支局長等委任及び専決規則（平成１４年６月２７日、四運達第５号）、に基づき局長名をもって許可する。

（１）法令、通達及びこの要領の定めを遵守して回送自動車を運行の用に供すると認められること。

（２）許可証等を適切に管理すると認められること。

（３）自動車の製作、販売、陸送又は分解整備を業とする者であること。

（４）分解整備を業とする者にあっては、許可申請を行った日の直前の連続した２年間及び申請を行った日から許可を受けるまでの間に自動車整備事業に関して「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について（平成１８年３月２日付け国自整第１２６号）」に基づく行政処分を受けていないこと。

（５）次項の許可基準に適合していること。

（６）その他必要と認められる事項

２　許可の基準は、別表１に定めるところによる。ただし、離島等のへき地であることその他やむを得ない事情があると認められるときは、実情に応じて判断することとする。

３　許可の有効期間は５年とする。ただし、必要によりこれを短縮することができる。

４　許可の番号及び有効期間の終期日は、次表の区分による。

運輸支局等	許 可 番 号	終 期 日
香　川	１０００～１９９９	7月 16 日
徳　島	２０００～２９９９	8月 15 日
愛　媛	３０００～３９９９	２月末日
高　知	４０００～４９９９	2月 10 日又は2月 20 日

５　許可の条件は以下のとおり付すものとする。

（１）法及び法に基づく命令の規定を遵守して回送自動車を運行の用に供すること。

（２）回送運行許可証及び回送運行許可番号標について、取扱内規を遵守し、管理責任者を選任し適切に管理すること。なお、許可の有効期間内に作成した管理簿等を許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合は、届出日）後６ヶ月間保管し、運輸支局等の求めに応じて提示することができるようにすること。

（３）自動車の製作、陸送、販売又は分解整備を業とし、許可基準を満たすことを証する書面を許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合は、届出日）後６ヶ月間保管し、運輸支局等の求めに応じて提示することができるようにすること。

（４）許可を受けた者の氏名又は名称及び住所を変更した場合、営業所の名称及び所在地を変更した場合、事業を廃止した場合、営業所を新設又は廃止した場合、取扱内規を変更した場合又は管理責任者を変更した場合は、遅滞なく、その旨を記載した書面を提出すること。

（５）回送運行に関する業務について、運輸局長が定めた様式により、前年度末の状況を毎年５月３１日までに報告を行うこと。

（６）許可の有効期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、現に交付を受けている回送運行許可証及び現に貸与を受けている回送運行許可番号標（以下、この条において「交付受けている回送運行許可証等」という。）の全部を、交付を受けている回送運行許可証等の返納命令を受けたときは、命令に応じ交付を受けている回送運行許可証等の全部又は一部を、その日から５日以内に運輸局長に返納すること。

上記のほかに条件を付す場合は、許可を受けた者が行う自動車の回送が適切に行われるために必要とする最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受けたものに不当な義務を課することとならないものとすること。

（許可しない場合）

第７条　前条第１項において許可申請書を審査した結果、同項の各号に適合していない場合は許可しない。

（許可書の交付等）

第８条　第６条の規定により許可をしたときは、許可書（第１５号様式）を申請者に交付し、許可台帳（第１６号様式）を作成して局長に報告する。

２　許可書を交付するときは、許可を受けた者に対し、回送運行が適正に行われるよう指導する。

３　許可書に第６条第５項各号に掲げる条件を記載することとする。

（回送の目的）

第９条　法第３６条の２第６項の回送の目的は、申請者が行おうとしている回送運行について審査し、次に掲げるもののうちから適当と思われるものを記載するものとする。

（１）製作（架装を含む）を業とする者

イ　当社の製作工場とテストコースとの間の回送

ロ　当社の製作工場と車体架装工場との間の回送

ハ　当社の製作工場から自動車置場までの回送

（２）陸送を業とする者

当社が回送を委託された自動車の委託者の指示する場所間の回送

（３）販売を業とする者

イ　当社の自動車の仕入先から営業所までの回送及び自動車を納品するための回送

ロ　当社の自動車の自動車置場、車体架装工場、改造作業工場及び整備工場と営業所との間の回送

ハ　当社の自動車の展示又は顧客への提示のための営業所と展示場所又は顧客所在地との間の回送

ニ　当社の自動車の仕入れ又は販売に伴って必要となる車検、登録又は封印のための回送

ホ　当社の自動車の販売に伴って発生した下取り車の適正な処理のための回送

（４）分解整備を業とする者

イ　車検のために自ら分解整備しようとする自動車の引取りのための回送

ロ　車検のために自ら分解整備した自動車の引渡しのための回送

ハ　自ら分解整備した自動車の車検のため車検場までの回送

（回送の目的の追加）

第１０条　許可を受けた者について、許可証に記載された回送の目的を追加しようとする場合、支局長にその旨を記載した申請書（以下「目的の追加申請書」という。）（第１７号様式）を営業所毎に提出させるものとする。（製作、陸送及び販売を業とする者に係る回送の目的に分解整備を業とする者に係る回送の目的を追加する場合又は分解整備を業とする者に係る回送の目的に製作、陸送及び販売を業とする者に係る回送の目的を追加する場合に限る。）

上記申請があった場合は、第６条各号に適合しているか審査し、適合すると認める場合は、追加しようとする回送の目的を許可証に記載するものとする。

２　目的の追加申請書には、許可証の交付及び番号標の貸与表（第２２号様式）及び以下に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）制作、販売又は陸送を業とする者に係る回送の目的に分解整備を業とする者に係る回送の目的を追加する場合

第４条第４号二及び第４条第５号ハに掲げる書面

（２）分解整備を業とする者に係る回送の目的に制作を業とする者に係る回送の目的を追加する場合

第４条第４号イ及び第４条第５号イに掲げる書面

（３）分解整備を業とする者に係る回送の目的に販売を業とする者に係る回送の目的を追加する場合

第４条第４号ロ及び第４条第５号イに掲げる書面

（４）分解整備を業とする者に係る回送の目的に陸送を業とする者に係る回送の目的を追加する場合

第４条第４号ハ及び第４条第５号イ及びロに掲げる書面

第三章　回送運行許可業者の管理体制

（社内取扱内規の作成）

第１１条　許可を受けた者は、回送運行の適正な実施の確保を図るため、第４条第２号「ロ」の各項目を規定した社内取扱内規を作成しなければならない。また、状況の変化等により業務の実態に適合しなくなったときは、すみやかに改正しなければならない。

（管理責任者等の選任）

第１２条　許可を受けた者は、許可証等の管理を行うほか、回送運行を行う自動車が保安基準に適合していることの確認体制の構築並びに運転者等に対する教育、指導及び監督に関する事項を処理させるために管理責任者を選任しなければならない。

２　許可を受けた者は、主たる営業所以外の営業所に許可証等を配置したときは許可証等の管理、回送運行を行う自動車が保安基準に適合していることの確認体制の構築等を行

わせるために営業所ごとに取扱責任者を選任しなければならない。
３　許可を受けた者は、管理責任者及び取扱責任者が不在等の場合にその職務を代行させるため、営業所ごとに管理責任者又は取扱責任者の代務者を選任することができる。
４　許可を受けた者は、管理責任者等を選任し、又は変更したときは、管理責任者等名簿（第１８号様式）に所定の事項を記録しなければならない。

（確認者等の選任）
第１３条　許可を受けた者は、回送運行を行う自動車が保安基準に適合していることの確認並びに運転者に対する教育、指導及び監督に関する事項を処理させるために営業所ごとに確認者を選任することができる。
２　確認者を選任した場合は、確認者が不在等の場合において処理しなければならない業務を処理させるため、確認者の代務者を選任することができる。
３　確認者及び確認者の代務者を選任し、又は変更したときは、確認者等名簿（第１８号様式）に所定の事項を記録しなければならない。

（運転者台帳）
第１４条　許可を受けた陸送を業とする者は、営業所ごとに回送業務従事運転者台帳（第１９号様式）（以下「運転者台帳」という。）を備え付け、これに所定の事項を記録しなければならない。

（研 修）
第１５条　許可を受けた者は、法令等を遵守して回送運行を行うため、運転者等に対して少なくとも年１回以上法令等の研修、その他必要な事項を実施しなければならない。
２　前項の研修、その他必要な事項を実施したときは、研修等実施記録簿（第２０号様式）を設け、これに実施日、研修内容、研修を受けた者を記録しなければならない。

第四章　許可証の交付及び番号標の貸与

（許可証の交付等の申請）
第１６条　許可を受けた者は、許可証の交付及び番号標の貸与（以下「許可証の交付等」という。）を受けようとするときは、営業所を管轄する支局長に対し、許可証の交付等申請書（第２１号様式）（以下「交付等申請書」という。）を提出しなければならない。
２　前項の交付等申請書には、許可証の交付及び番号標の貸与等表（第２２号様式）及び実績等計画書（第２３号様式）（許可証の交付枚数が１枚である場合は不要。）、分解整備を業とする者については、営業所毎に許可証の交付及び番号標の貸与表（第２２号

様式）及び各県の自動車整備振興会の会員であることの書面（第９号様式）又は運行実績を証する書面（第１４号様式）を添付しなければならない。

（保険証の提示）

第１７条　前条第１項の申請をするときは、自動車損害賠償責任保険証明書（以下「保険証」という。）を提示しなければならない。

２　前項の保険証の保険期間は、許可の有効期間に相当する期間を充足するものでなければならない。

３　保険証の提示は、保険契約が締結してある旨の保険会社の証明書を添付して提出することにより、これに代えることができる。

（許可証の交付等）

第１８条　交付等申請書の提出があったときは、次に掲げる事項について審査し、これに適合しているものについて許可証の交付等を行う。

（１）回送の目的が第９条の規定の範囲内であること。

（２）分解整備を業とする者にあっては、許可申請を行った日の直前の連続した２年間及び申請を行った日から許可を受けるまでの間に自動車整備事業に関して「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について（平成１８年３月２日付け国自整第１２６号）」に基づく行政処分を受けていないこと。

（３）許可証の交付等の枚（組）数が次項の基準に適合していること。

（４）前条の保険証等の書面の提示又は提出がなされていること。

（５）手数料が納付されていること。

（６）その他必要と認められること。

２　許可証の交付等の枚（組）数は、別表２による。ただし、離島等のへき地であることその他やむを得ない事情があると認められるときは、実情に応じて判断することとする。

（許可証の記載事項）

第１９条　許可証には、次に掲げる事項を記載する。

（１）許可の有効期間

（２）回送の目的

（３）当該許可証に係る番号標の番号

（４）交付を受ける者の氏名又は名称及び住所

（５）営業所の名称及び所在地

（６）交付番号及び交付年月日

（７）許可の番号を備考欄に「四国運輸局長許可第　号」と記載する。

（８）検査対象軽自動車及び小型二輪車については、備考欄に「軽自動車又は二輪車に限る」と記載する。

（許可証の交付等をしない場合）

第２０条　交付等申請書を審査した結果、同項各号に適合しない場合は許可証の交付等をしない。

（許可証に記載する許可の有効期間）

第２１条　許可証に記載する許可の有効期間の終期日は、第６条第３項の許可の有効期間の末日とする。

（許可証等の返納）

第２２条　許可を受けた者は、次の各号の一に該当することとなったときは、その日から五日以内に交付を受けている許可証等を支局長に返納しなければならない。

（１）許可の有効期間が満了したとき。ただし、引き続き許可証等の交付等が認められる場合にあっては、番号標は返納されたものとみなす。

（２）法第３６条の２第８項に基づき許可証等の全部若しくは一部の返納を命じられたとき又は許可を取り消されたとき。

２　前項の規定にかかわらず次の各号の一に該当するときは、第３０条の届出書に添えてすみやかに許可証等を返納するものとする。

（１）許可を受けた業又は営業所を廃止したとき。

（２）分解整備を業とする者にあっては、法第９３条の認証の取り消しを受けたとき。

（３）その他、返納事由が生じたとき。

（許可証等の保管）

第２３条　許可証の交付等を受けた者は、無断使用、毀損、紛失及び盗難等がないように厳重に保管しなければならない。

２　許可を受けた者は、番号標台帳（第２４号様式）を設け、貸与を受けた番号標に係る所定の事項を記録しなければならない。

（保安基準の確認）

第２４条　許可を受けた者は、回送自動車が保安基準に適合していなければ運行の用に供してはならない。

２　前項の保安基準の適合の確認は、使用者（運転者）又は第１３条の確認者が行わなければならない。

（許可証等の使用）

第２５条　管理責任者等は、回送自動車を運行しようとする者に許可証等を使用させるときは、次に掲げる各事項に該当することを確認しなければならない。

（１）前条第２項の確認が行われていること。

（２）使用者が自己の営業所の者であること。なおかつ、陸送を業とする者にあっては、第１４条の運転者台帳に記載されているものであること。

（３）回送の目的が許可証に記載されているものであること。

（４）使用の期間が適正であること。

（許可証等管理簿）

第２６条　管理責任者等は、許可証等管理簿（第２５号様式）（以下「管理簿」という。）を設け、許可証等を使用させるとき及び返納があったときは、これに記録しなければならない。また、第３２条の届出に基づく回送運行を行った際には、その旨記録しなければならない。

２　前項の管理簿は、管理責任者等の管理のもとで、パソコン等を使用して作成したファイルを含むものとする。

（運転者等の遵守事項）

第２７条　回送自動車を運行しようとする者は､次に掲げる事項を遵守して許可証等を使用しなければならない。

（１）番号標は、自動車の前面及び後面（二輪車、三輪車及び前面の番号標を省略できる大型特殊自動車にあっては後面｡なお、第３２条の規定に基づく後面表示省略を行う車両の場合は第３４条によるものとする）であって、当該回送運行許可番号標に記載された番号の識別に支障が生じないものとして告示で定める位置、方法により表示していること。

（２）許可証は、回送自動車の前面の見やすい位置に表示すること。ただし、前面ガラスの無いものにあっては、適宜の方法により前面に表示すること。

（３）保険証を備え付けること。

（４）回送自動車から離れるときは、許可証等の盗難、紛失がないよう留意すること。

（５）回送自動車の運行を終了したときは、すみやかに許可証等を管理責任者等に返納すること。

（紛失等の届出）

第２８条　許可証等を紛失、盗難（以下「紛失等」という。）又は毀損した者は、管理責任者等に報告するとともに、紛失等の場合は、警察署長に届け出なければならない。

２　許可を受けた者は、前項の事由があったときは、許可証等の紛失等届（第２６号様

式）又は盗難届（第２６号様式の２）を、すみやかに支局長に提出しなければならない。

３　支局長等は、届出のあった日から一ヶ月を経過してもなお番号標が発見されないときは、当該番号標について無効とした旨を公示するものとし、その公示期間は一ヶ月間とする。

４　第２項の届け出をする際に、届出にかかる許可証等が存するときは返納しなければならない。

５　許可を受けた者は、番号標を紛失等又は毀損したときは、現物をもって弁償しなければならない。

６　許可を受けた者は、紛失等した許可証等を発見したときは、すみやかに支局長等に返納しなければならない。

（許可証の再交付等）

第２９条　許可を受けた者は、許可証にかかる前条第２項の届け出をしたときは、再交付願い（第２７号様式）を提出することができる。

２　許可を受けた者は、番号標にかかる前条第２項の届け出をしたときは、届出にかかる許可証を添付のうえ（紛失等の場合を除く）番号標の貸与申請書（第２１号様式の２）を提出することができる。

　ただし、経年劣化等許可を受けた者に非がない毀損の場合にあっては、番号標の再貸与願い（第２７号様式の２）を提出することができる。

３　第１６条から第２０条の規定は、第１項及び第２項の申請について準用する。この場合、許可証に「再交付」の旨を付記する。

第五章　回送運行許可番号標の後面省略

（回送運行許可番号標の後面表示省略に必要な要件）

第３０条　回送運行許可番号標の後面表示省略を認める要件は以下のとおりとする。

（１）同一経路において、自動車の回送運行を反復・継続して行うこと。

（２）工場、メーカー保管ヤード、船積み港、船揚げ港、積載車荷扱い場、販売会社保管ヤード、納整センター、架装工場保管ヤード、架装工場の２施設間において、回送運行を行う者が事前に特定した経路を運行するものであること。

（施設の定義）

第３１条　前条（２）における施設に係る定義はそれぞれ以下のとおりとする。

（１）工場：自動車製作者が自動車を生産する場所

（２）メーカー保管ヤード：工場で完成した自動車のうち販売会社に輸送する前の自動

車をメーカーで保管しておく場所
（３）船積み港：他の港に海運するために自動車を船に積み込む場所
（４）船揚げ港：他の港から海運された自動車を船から降ろす場所
（５）積載車荷扱い場：積載車が自動車の積み降ろしをする場所
（６）販売会社保管ヤード：流通の中間工程として販売会社が自動車を一時的に集約して留めおくことを主たる目的とした場所。
（７）納整センター：納車整備やオプション品の取付けを行う場所
（８）架装工場保管ヤード：自動車を架装工場で保管しておく場所
（９）架装工場：自動車に荷台等の架装物を取り付ける場所

（回送運行許可番号標の後面表示省略の届出）
第３２条　規則第２６条の５の規定に基づき表示する回送運行許可番号標について、後面表示省略を行う場合は、前条に記載の施設のうち回送運行を行う２施設間を結ぶ経路を特定の上、営業所の名称、住所並びに起終点となる２施設それぞれの名称、住所、種別（第３０条（２）に規定する施設の種類。以下同じ。）及び２施設間の回送運行取扱い実績（過去１年間の取扱い台数）又は２施設間の回送運行取扱い見込み（向こう３ヶ月間の取扱い見込み台数）を記載した後面表示省略届出書（第３４号様式）を主たる営業所の所在地を管轄する運輸支局等へ提出すること。なお、回送運行許可の有効期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、第３６条の届出があったものと見なす。

（後面表示省略届出書に添付する書類）
第３３条　前条の届出書には、回送運行許可番号標の後面表示省略を行う２施設間を運行する経路を明示した地図及び種別が判別可能な資料を添付するものとする。

（回送運行許可番号標の後面表示省略を行う際の代替措置）
第３４条　規則第２６条の５に基づく運輸支局長が認める場合とは以下のとおりとする。
（１）回送経路が公道横断のみの場合
・回送自動車は隊列を組んで走行し、隊列の最後尾に運転者を運送する足車（法第４条の登録を受けた自動車）が随走し、足車の後面に、前方に後面の回送運行許可番号標がない自動車が走行している旨等、周辺に走行環境を知らせる表示をする
・回送自動車の隊列が崩れないための措置を確実に実行する（横断時、公道の一般車両を一時止める等）
（２）回送経路が公道横断以外（公道を走行する）の場合
・回送自動車の後面に「回送運行を行う者を特定するための表示」を取り付ける

（回送運行を行う者を特定するための表示）

第３５条　前条（２）の「回送運行を行う者を特定するための表示」は、許可を受けた者の氏名又は名称を縦１０㎝横２０㎝内に表示をさせる。表示に使用する器材の材質や表示位置、表示方法については、回送運行を行う者の任意とするが、回送自動車の後方から表示内容の識別が可能となるように表示すること。

（回送運行許可番号標の後面表示省略をやめる際の廃止届出）

第３６条　回送運行許可番号標の後面表示省略をやめる場合は、回送運行許可番号標の後面表示を省略して回送自動車の運行を行っている起終点となる２施設それぞれの名称、住所及び種別を記載した後面表示省略廃止届出書（第３５号様式）を主たる営業所の所在地を管轄する運輸支局等へ提出すること。

第六章　届出その他

（届 出）

第３７条　許可を受けた者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく届出書（第２８号様式）（正本１通）を、主たる営業所を管轄する支局長を経由して四国運輸局長に提出しなければならない。ただし、第３号、第４号及び第７号については、支局長に提出するものとする。なお、第２号の事由による届出のうち主たる営業所の所在地を他の支局長の管轄に移した場合及び第６号の事由によって他の支局長の管轄に営業所を新設（届出）する場合については、従前の主たる営業所を管轄する支局長を経由して局長に提出するものとする。この場合、届け出を受理した支局長は、届出書及び回送運行許可台帳（第２９号様式）（以下「許可台帳」という。）の写しを変更後の支局長に送付する。

（１）許可を受けた者の氏名若しくは名称又は住所に変更があったとき
（２）営業所の名称又は所在地を変更したとき
（３）管理責任者等を変更したとき
（４）社内取扱内規を変更したとき（新のみ添付）
（５）業を廃止したとき
（６）営業所を新設又は廃止したとき
（７）許可証等を返納するとき
（８）法人を合併したとき
（９）分解整備を業とする者にあっては、法第９３条の認証の取り消しを受けたとき。

２　前項の届出のうち、次の届出にあってはその事実を証する書面を添付しなければならない。

（１）前項第１号にあっては、商業登記規則第３０条第１項第１号に規定する現在事項証明書又は同項第２号に規定する履歴事項証明書（個人にあっては、住民票の写し（個

人番号の記載のないもの））

（２）前項第４号にあっては、変更後の社内取扱内規。

（３）前項第８号にあっては、商業登記規則第３０条第１項第１号に規定する現在事項証明書又は同項第２号に規定する履歴事項証明書。

３　第１項の届出があったときは、正本を局長に進達（支局長に係るものを除く。）する。

（帳簿等の保存期間）

第３８条　許可を受けた者は、この要領により設けた帳簿等は、当該許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合は、届出日）後、６ヶ月間保存しなければならない。

２　引き続き許可を受けた者にあっては、番号標台帳及び最新の社内取扱内規は、事業を廃止するまで継続して使用しなければならない。

（台帳等）

第３９条　番号標保有台帳（第３０号様式）、許可台帳及び許可証交付簿申請書受付及び許可証交付簿（第３１号様式）を設け、所定の事項を記録する。

（指導、監督）

第４０条　支局長は、管内の営業所について、３年に１回以上、回送運行の使用状況についての調査を実施し、必要に応じて許可を受けた者を指導する。

　また、併せて番号標を検認（第３２号様式）し、使用に適さないものがあれば交換する。

（行政処分等）

第４１条　法第３６条の２第８項及び第９項による処分については、「回送運行許可を受けた者に対する行政処分等基準の制定について」（平成２４年１２月２６日付け国自情第１７９号）に定めるところによる。

（報 告）

第４２条　許可を受けた事業者は、回送運行に関する業務について、回送運行許可実績等報告書（第２３号様式の２）により営業所の事業の種類ごとに営業所を管轄する運輸支局長に前年度末の状況を毎年５月３１日までに報告を行うこと。

　運輸支局長は毎年３月末における番号標の貸与及び保有の状況を翌月１５日までに書面（第３３号様式）により局長に報告する。

附　則（平成１７年５月２５日　四運技管第２７号）

１．この要領は、平成１７年５月２５日から施行する。

２．この要領の施行の際、現に改正前の第３条及び第４条で申請したものについては、この要領で申請したものとみなす。

３．四国運輸局回送運行許可事務処理要領（平成５年１月１日施行、平成７年１月１日一部改正、平成１３年２月２２日一部改正）は、廃止する。

　ただし、この要領の施行前にした回送運行の許可について、同許可に係る変更届等（第３条及び第４条に係るものを除く。）は、この要領の施行後、初めて許可を受けるまでの間において、この要領の規定にかかわらず、従前の例によることが出来る。

附　則（平成１８年３月２０日　四運技管第８９号）

１．この要領は平成１８年４月１日から施行する。

２．この要領の施行の際、現に改正前の要領で申請したものについては、この要領で申請したものとみなす。

附　則（平成１８年９月１９日　四運技管第３２号）

１．この要領は平成１８年１０月１日から施行する。

２．この要領の施行の際、現に改正前の要領で申請したものについては、この要領で申請したものとみなす。

附　則（平成２４年３月６日　四運技管第６０号）

１．この要領は平成２４年３月６日から施行する。

２．この要領の施行の際、現に改正前の要領で申請したものについては、この要領で申請したものとみなす。

附　則（平成２５年１月２５日　四運技管第６３号）

１．この要領は平成２５年２月１日から施行する。

２．この要領の施行の際、現に改正前の要領で申請したものについては、この要領で申請したものとみなす。

３．「四国運輸局回送運行許可行政処分要領」（平成４年１１月２７日付け四運整登第１１１号）は廃止する。

附　則（平成２７年３月２７日　四運技管第４５号）

１．この要領は平成２７年３月３０日から施行する。

２．この要領の施行の際、現に改正前の要領で申請したものについては、この要領で申請したものとみなす。

附　則（平成２８年４月１日　四運技管第２号）

１．この要領は平成２８年４月１日から施行する。

２．この要領の施行の際、現に改正前の要領で申請したものについては、この要領で申請したものとみなす。

附　則（平成２８年６月１日　四運技管第１７号）

１．この要領は平成２８年６月１日から施行する。

２．分解整備を業とする者であって施行日から平成２９年１１月３０日までに許可を受けようとするものについては、第４条（５）（ハ）の規定並びに別表１の許可基準及び別表２の貸与基準のうち、車検のために自ら分解整備した自動車の台数に係る基準は適用しない。許可を受けた者が施行日から平成２９年１１月３０日までに第１０条の規定による回送運行の目的（第９条（４）に規定する目的に限る。）を追加しようとする場合も、同様とする。

３．前項の規定により受ける許可又は追加される目的の期限を平成２９年１１月３０日とする条件を付すこととする。

附　則（平成２９年１１月１日　四運技管第２９号）

１　この要領は、平成２９年１１月１日（以下「実施日」という。）から実施する。

２　分解整備を業とする者であって、平成２８年６月１日から実施日までの間に許可を受けた者が平成２９年１１月３０日までの間に引き続き許可を受けようとする場合については、第３条第２項の規定を適用せず、第４条（１）、（２）及び（３）並びに（４）ニ又は（５）ハの書面を省略することが出来る。

３　製作、陸送及び販売を業とする者であって、平成２８年６月１日から実施日までの間に第１０条の規定による回送の目的（第９条（４）に規定する目的に限る。）を追加した者が平成２９年１１月３０日までの間に引き続き第１０条の規定による回送の目的（第９条（４）に規定する目的に限る。）の追加を受けようとする場合については、第１０条第２項の第９号様式又は第１４号様式の書面を省略することが出来る。

４　附則第２項の規定により第４条（４）ニ又は（５）ハの書面を省略して許可を受けた者が、第１６条第１項の規定による許可証の交付等を受けようとする場合については、同条第２項の第９号様式又は第１４号様式の添付を省略することが出来る。

附　則（令和４年４月１日　四運技管第１号）

１　この要領は、令和４年４月１日（以下「実施日」という。）から実施する。